

【協議離婚届について】

東京都稲城市 市民課戸籍係

協議離婚届とは、夫妻が離婚することに合意し、両者が届出人となる離婚届です。この届出が受理されると、戸籍や氏などが変動します。また、いったん戸籍に記載されると、届け出を取り下げることができませんので、ご不明な点がございましたら、必ず届け出前に窓口や電話にてお問い合わせください。

また、裁判上の離婚の場合、手続きが異なりますのでお問い合わせください。

【証人について】

Q. 証人をたてないといけませんか？また、証人は親がならないといけませんか？

A. 証人は2人必要です。(裁判上の離婚の場合は不要)

また、証人は成年者であることが条件ですので、親でなくとも兄弟や知人でもなることができます。

【不受理申出のこと】

Q. まだ離婚の話し合いがついていませんが、相手方が勝手に離婚届を出してしまわないか心配です。どうしたらよいですか？

A. 離婚届が出される前に「不受理申出」を出してください。これを出しておけば、相手方が勝手に離婚届を出しても受理されないようにできます。

【離婚届の添付書類】

Q. 離婚届に戸籍謄本はつけなくてもいいですか？

A. 戸籍謄本の添付は不要です。

【届け出るとき】

Q. 離婚届を出すときは、夫妻2人で来なければいけませんか？

A. いいえ。離婚届がきちんと書かれていれば、実際にお持ちになるのはお一人で構いません。ただし、届書などに不備があり、夫あるいは妻でないこと訂正できない箇所があった場合には、届け出ることが出来なくなる場合もありますので、ご不明な点があれば必ず事前にお問い合わせください。

【届出時の本人確認】

Q. 届け出るときに「本人確認」をしますか？免許証などを持っていない場合はどうすればいいですか？

A. 離婚届出時には、「官公署が発行した、顔写真付の、いわゆる身分証明書（有効期限内）」のご提示をいただいてご本人であるかの確認をしています。ただし、確認が取れないからといって届け出られないということはありません。

【戸籍のこと】

- Q. 離婚すると戸籍はどうなりますか？
- A. 婚姻したときに氏が変わった方は夫妻の戸籍から除籍され、婚姻前の戸籍にもどるか、自分一人の新しい戸籍を作るか、どちらかを選択できます。【離婚後の氏・戸籍について】参照)
- Q. 離婚後に自分一人の新しい戸籍を作る予定ですが、どこに本籍を定めればよいですか？住所と同じでないといけませんか？
- A. 新しく定める本籍地はご本人が任意に定めることができますので、住所と同じ番地でなくとも定められます。ただし、ご希望の番地に地番が無いなどの場合は、本籍を定めることはできません。
- Q. 離婚が記載された戸籍謄本が必要です。届け出るとすぐに取りれますか？
- A. いいえ、すぐにはお取りいただけません。稲城市に本籍のある方でしたら、稲城市役所に離婚届を出した場合は1週間後（土日祝は除く）にお取りいただけます。ただし、届け出た役所や本籍地などによって、お取りいただけるまでの期間は異なりますので、個別にお問い合わせください。

【氏（苗字）のこと】

- Q. 離婚すると氏はどうなりますか？
また、氏を変えたくない場合はどうしたらよいですか？
- A. 原則として、婚姻したときに氏が変わった方は、離婚すると婚姻前の氏にもどります。
婚姻したときに氏が変わった方が、離婚後も現在の氏を名乗り続けたい場合は、戸籍法77条の2の届出（「離婚の際に称していた氏を称する届」）が必要です。これは離婚届と同時に、あるいは離婚から3ヶ月以内であれば出すことができます。もしも離婚から3ヶ月経過してしまうと、家庭裁判所の許可を得て氏の変更という手続きをしなければなりません。
- Q. 離婚後の氏をどうするか迷っています。とりあえず戸籍法77条の2の届出をして、何かあったら婚姻前の氏に戻そうと思います。役所に届出をして、すぐに手続きできますか？
- A. できません。ただし、家庭裁判所に氏変更の申立てをして、許可を得られれば婚姻前の氏に戻すことはできます。
逆に、離婚届により婚姻前の氏に戻った方は、離婚から3ヶ月以内であれば戸籍法77条の2の届出をして、婚姻中の氏を名乗ることができます。（前問参照）

【子どものこと】

Q. 未成年の子は親権者を決めないといけないのですか？

A. 離婚する際には、未成年の子の親権者を父母の双方とするか、父母のいずれか一方とするかを決めなければなりません。

離婚届の「未成年の子の氏名」欄の該当する場所に子の氏名（フルネーム）を記入してください。

Q. 子の親権を母が行う予定ですが、子は自動的に母の戸籍に入りますか？

A. いいえ、離婚届を出して親権を母に定めても、子の戸籍や氏は変わりません。離婚届によって戸籍が変わった母の戸籍に子を入れたい場合は、子の住所地を管轄する家庭裁判所での手続き（「子の氏の変更許可申立」）が必要です。

（詳細は別紙「離婚後に子どもの氏を変更したい方へ」参照）

Q. 「子の氏の変更許可申立」をして、家庭裁判所から許可審判書を得ましたが、どうすればよいですか？

A. 下記の要領で「入籍届」を出してください。

- ・届出人：子が15歳未満のときは、親権者
子が15歳以上のときは、子本人
- ・添付書類：家庭裁判所の許可審判書

【離婚届後の手続き】

Q. 離婚届を出した後に必要な手続きは何がありますか？

A. 個人によって必要な手続きは異なりますが、よくある手続きは以下の通りです。

- ・マイナンバーカード、運転免許証、金融機関口座などの名義変更
- ・健康保険の異動届、年金の種別変更届
- ・子の氏の変更許可申立（【子どものこと】参照）
- ・児童扶養手当、児童育成手当などの申請（子育て支援課 手当助成係）
- ・ひとり親医療助成の申請（子育て支援課 手当助成係）

*ひとり親家庭が利用できる制度については、子育て支援課手当助成係が担当です。

【問い合わせ先】

稲城市役所 代表 042-378-2111

離婚届・戸籍について ⇒ 戸籍係（内線133）

お子様の手当てについて ⇒ 手当助成係（内線232）

ひとり親家庭について ⇒ 手当助成係（内線232）

東京家庭裁判所立川支部 家事訟廷事件係 電話042-845-0317

【離婚後の氏・戸籍について】

婚姻したときに氏が変わった方は、離婚により原則として氏・戸籍が変動しますが、下記の3パターンから選ぶことができます。

- | |
|---|
| 1) 婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍にもどる
2) 婚姻前の氏にもどり、自分一人の新しい戸籍をつくる
3) 現在の氏のまま、自分一人の新しい戸籍をつくる |
|---|

◎「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の書き方

【例】 夫：甲野 義太郎（戸籍の筆頭者）

妻：甲野 梅子（婚姻前の氏「乙野」、父母の戸籍にいた）

1) 婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍にもどる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	京都市北区小山初音町18番地 番地 番 (よみかた) おつの ちゅうじ 筆頭者 の氏名 乙野 忠治

婚姻前の本籍

婚姻前の戸籍の筆頭者の氏名

2) 婚姻前の氏にもどり、自分一人の新しい戸籍をつくる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	東京都稲城市東長沼2111番地 番地 番 (よみかた) おつの うめこ 筆頭者 の氏名 乙野 梅子

新しい本籍

婚姻前の妻の氏名

3) 現在の氏のまま、自分一人の新しい戸籍をつくる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	番地 番 (よみかた) 筆頭者 の氏名

何も記載しない

何も記載しない

⇒3) の場合は、同時に戸籍法77条の2の届出（「離婚の際に称していた氏を称する届」）をしなければなりません。